

## Client Alert

15 January 2025

### 本アラートに関する お問い合わせ先



吉田 武史  
パートナー  
03 6271 9723  
[takeshi.yoshida@bakermckenzie.com](mailto:takeshi.yoshida@bakermckenzie.com)



山内 理恵子  
アソシエイト  
03 6271 9890  
[rieko.yamauchi@bakermckenzie.com](mailto:rieko.yamauchi@bakermckenzie.com)



金子 周悟  
アソシエイト  
03 6271 9516  
[shugo.kaneko@bakermckenzie.com](mailto:shugo.kaneko@bakermckenzie.com)

## EU アクセシビリティ法の施行と実務対応

欧州連合（EU）全域において、障害者のために、製品及びサービスのアクセシビリティを改善することを目的とした EU アクセシビリティ法（EU 指令 2019/882）（EAA）の施行日が 2025 年 6 月 28 日と目前に迫っている。同指令は、障害者がデジタル及び物理的な環境によりアクセスしやすくし、それによって障害者の社会への受け入れと参加を促進するために、消費者に提供される幅広い製品及びサービスに共通のアクセシビリティ要件を企業に対して義務付けるものである。

違反に対する制裁は加盟国によって異なり、一部の法域では禁固刑に処される場合もある。また、遵守命令や罰金が科される可能性があるほか、それに伴うレピュテーション損害のリスクも存在する。現在、27 の加盟国中、ブルガリアを除く 26 の加盟国がすでに EAA を国内法に組み込んでいる。

### EAA の適用対象事業者

EAA の対象となる事業者は、メーカー、権限のある代理人、輸入業者、販売業者、サービス提供者など広範な事業者が対象となり得る。

### EAA の対象となる製品及びサービスの種類

欧州アクセシビリティ法の対象範囲は広く、消費者向けに提供される幅広い製品やサービスを含む。これには、電子商取引サービス、電子通信サービス（Machine to Machine サービスを除く）、及び視聴覚メディアへのアクセスを提供するサービスが含まれる。さらに、EAA はテレビ機器、スマートフォン、デスクトップパソコン、ノートパソコン、タブレット、銀行サービス、電子書籍、専用ソフトウェアも対象としている。旅客輸送サービス及びセルフサービス端末の要素も、EAA の適用対象製品の要件に含まれている。

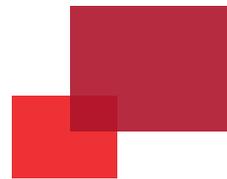
### 適用対象の例外

EAA は厳格なアクセシビリティ基準を定めているが、一定の例外を認めている。利害関係者は、主張を正当化するための文書化されたアセスメントを実施している場合、基本的な変更又は不相応な負担に対する例外に依拠できる可能性がある。しかし、これらの例外に依拠できるのは、実際には限定的な場合と見込んでいる。

### 推奨されるアクション

EAA は 2025 年 6 月 28 日に施行されるが、一部の場面では移行期間が設けられている。テクノロジーの変更を実施するための準備期間を考慮し、当事務所での対応経験から、特に、以下の対応を推奨している：

- **対象となる自社の製品とサービスを分析する**：自社の製品が上記の対象製品とサービスのカテゴリーに該当するかどうかの分析を開始する。
- **物理的な製品とデジタルインターフェースの両方について、現在のアクセシビリティレベルを評価する**：現在提供されている製品及びサービスについて、アクセシビリティ要件を満たしているかどうかを判定する。これには、ユーザーテストとフィードバックの実施又は異なるユーザー



プロフィールを反映したアクセシビリティのペルソナを利用したペルソナ法によるテストが含まれる場合がある。

- **電子商取引プラットフォームとウェブサイトの両方について、機能性（例えば、WCAG 基準）とアクセシビリティの開示に関する更新を**する：電子商取引ウェブサイト、モバイルアプリ、その他のデジタルプラットフォームは、ウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.1 AA に準拠することが求められる。ウェブサイトがサービスのアクセシビリティ機能に関する情報を表示していることを確認する。ユーザーが、補助装置を使用しながらウェブサイトのコンテンツや構造を閲覧し、ウェブページを探索できるようにする。
- **店舗のセルフサービス端末と支払い端末の更新**：EAA は、セルフサービスや支払端末において、触って認識できるキーとコントロールの搭載及びユーザーがヘッドフォンや補助機器等を接続できるようにすることなどを義務付けている。これには、カスタマイズ可能な視覚設定を備えた読み取りやすい大型スクリーン、ヘッドセットや補助装置（例えば、標準 3.5mm ヘッドフォンソケット）と、一般的に互換性のあるヘッドフォン端子、音声指示やフィードバックを提供できるスピーカーの導入が含まれる場合がある。
- **EAA の製品設計基準を組み込んだ設計**：EAA は、ユーザーインターフェースのデザイン、機能性、パッケージングなど、様々な領域について、障害者のユーザビリティを最大限に高めるための製品に対する要件を定めている。
- **強固なプロセス・管理とトレーニングプログラムの実施**：EAA 設計原則とアクセシビリティのベストプラクティスについて、あらゆるレベルの従業員を教育し、これらの要件が満たされていることを確認するために、対象となる製品及びサービスを定期的に確認する。